平成２６年（フ）第１０５号
函館市豊川町16番５―503号
債務者　梅津　順造
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５８号
沖縄県那覇市牧志２丁目17番27号　しもけんハウス402
債務者　前原　朋子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１９号
青森県十和田市元町東２丁目６番31号　北平荘１号室
債務者　新山きみゑ
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２０号
青森県上北郡おいらせ町境田65番地16　メゾン高千穂Ａ号室
債務者　後村　直美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２１号
青森県十和田市東二十四番町20番11号　中村貸家２号
債務者　大澤　由作
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１６７号
岡山県倉敷市中畝５丁目９番７号
債務者　松尾　浩一
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
岡山県倉敷市神田１丁目４番８号　ＭＡＣ倉敷神田コート213号
債務者　日下部健次
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
岡山県倉敷市鳥羽258番地
債務者　八木　文恵（旧姓井尾）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
岩手県北上市村崎野14地割315番地12、旧住所岩手県北上市村崎野14地割49番地８市営高屋沢住宅２―302号
債務者　川村セイ子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４１号
茨城県石岡市宇治会2090番地
債務者　廣瀬　栄一
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
群馬県前橋市日輪寺町168番地４
債務者　永井　秋人
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
群馬県伊勢崎市富塚町300番地６　さくらハイツ富塚206
債務者　髙橋明日香
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４９号
群馬県伊勢崎市今井町261番地１　県営住宅26
債務者　小原　晃代
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５４号
群馬県前橋市富士見町田島253番地２
債務者　岩﨑　依子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６７号
群馬県前橋市河原浜町1006番地15
債務者　湯田　絢子（旧姓女屋）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
群馬県前橋市上泉町204番地
債務者　城田　栄信
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３３号
埼玉県川口市本町２丁目５番29号　コーポ滝沢Ｂ棟106号
債務者　渕野　春菜
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係